

澁川市成年後見制度利用促進基本計画

令和2年2月

澁川市

はじめに

現代社会では、少子高齢化、核家族化、地域コミュニティの希薄化、高齢者等の社会的孤立、障害者を支える家族の高齢化などの問題が複雑に絡まり、地域福祉の進行の妨げになっています。このような状況下において、本市では、これらの課題に対応するため、高齢者や障害者などの全ての人が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた地域共生型地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。



この取組を進める中で、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があること等により、判断能力が不十分な人が安心して暮らしていくためには、成年後見制度利用の必要性がますます高まっていると感じております。

このため、本市では、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、「すべての人が、認めあい、支えあい、ともに生きる“ほっと”なまち」の実現を基本理念とする渋川市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

本計画は、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備」「成年後見制度の普及促進」「成年後見人等の担い手の育成と確保」の3つを基本目標として、本市における成年後見制度の利用促進を総合的かつ計画的に推進するために、市民や関係者への広報・啓発や、制度利用に関する相談対応の充実などについて定めています。

市は、本計画に基づき、成年後見制度を必要とする人やその支援者を適切に支援する体制を整備し、認知症になっても、障害があっても、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心に御審議いただきました渋川市成年後見制度利用促進審議会の皆様をはじめ、御尽力賜りました関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

令和2年2月

渋川市長

高木 勉

目次

第1章 計画の策定に当たって

第1節	計画策定の背景と趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	4
第3節	計画策定のための取組体制	6

第2章 成年後見制度の利用に関する現状と課題

第1節	人口等の状況	7
第2節	成年後見制度等の状況	11
第3節	現状から見た課題	14

第3章 計画の理念及び体系

第1節	基本的な考え方	15
第2節	基本理念	16
第3節	基本目標	16

第4章 実現に向けた取組

第1節	実現に向けた取組	18
基本目標1	権利擁護支援の 地域連携ネットワーク及び中核機関の整備	18
基本目標2	成年後見制度の普及促進	22
基本目標3	成年後見人等の担い手の育成と確保	22

第5章 計画の評価及び進行管理

第1節	計画の評価及び進行管理	23
-----	-------------	----

資料編

1	成年後見制度の利用の促進に関する法律	24
2	成年後見制度利用促進基本計画 一部抜粋	31
3	渋川市成年後見制度の利用を促進するための条例	34
4	渋川市成年後見制度利用促進審議会 委員名簿	37
5	策定経過	38

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の背景と趣旨

1 渋川市成年後見制度利用促進基本計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障害、その他の精神上的の障害があること等により、判断能力が不十分な人のために、財産管理や契約行為を本人に代わって行う成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）を選任する制度であり、平成11年の民法の一部改正により、平成12年から開始した制度です。

平成28年5月には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、国ではこれまでの取組と、さらにノーマライゼーション¹、自己決定権の尊重²、身上の保護の重視³に向けた制度理念の尊重を図ることとしたところです。

また、法では、県や市町村に対して、制度の利用促進体制の整備等に努めることが明示され、平成29年3月に、法に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」という。）が閣議決定されました。この国基本計画の中で、市町村における成年後見制度利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるように努めるものとされたことから、本市では、令和元年10月に「渋川市成年後見制度の利用を促進するための条例」（以下「条例」という。）を施行し、市の責務として成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に推進していくために、渋川市成年後見制度利用促進基本計画（以下「計画」という。）を定め、取り組むものです。

¹ノーマライゼーション：成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと

²自己決定権の尊重：障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと

³身上の保護の重視：本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと

2 成年後見制度の趣旨及び内容

(1) 成年後見制度の趣旨

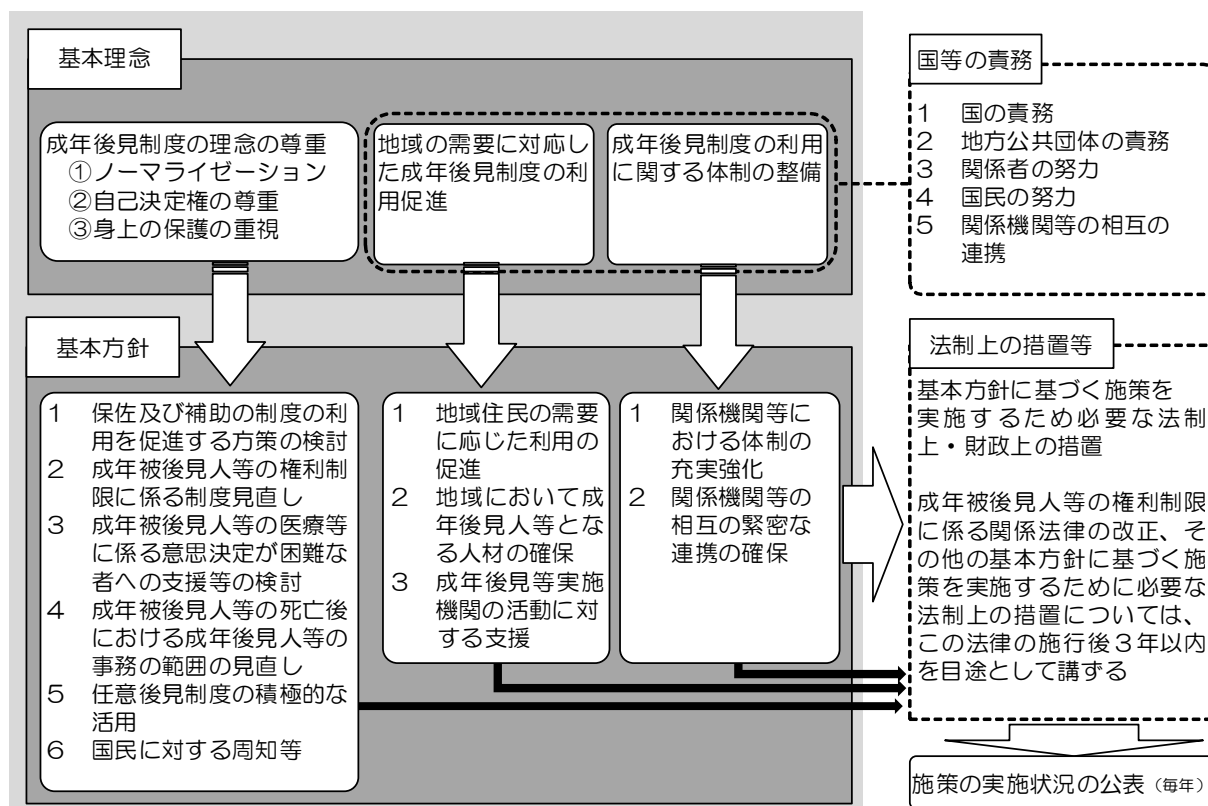
認知症、知的障害、その他の精神上的の障害があること等により、判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金等の財産を管理したり、身のまわりの介助のために介護等のサービス利用や施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をする必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害にあう恐れもあります。

成年後見制度とは、このような判断能力が不十分な人に代わって、成年後見人等が財産管理や契約行為等を行うことにより、本人の権利擁護支援を図る制度です。

成年後見制度の理念は、身上保護を基本とし、本人の意思や自己決定権の尊重もその1つです。また、ノーマライゼーションも成年後見制度の理念の1つとなっています。

■ 成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図

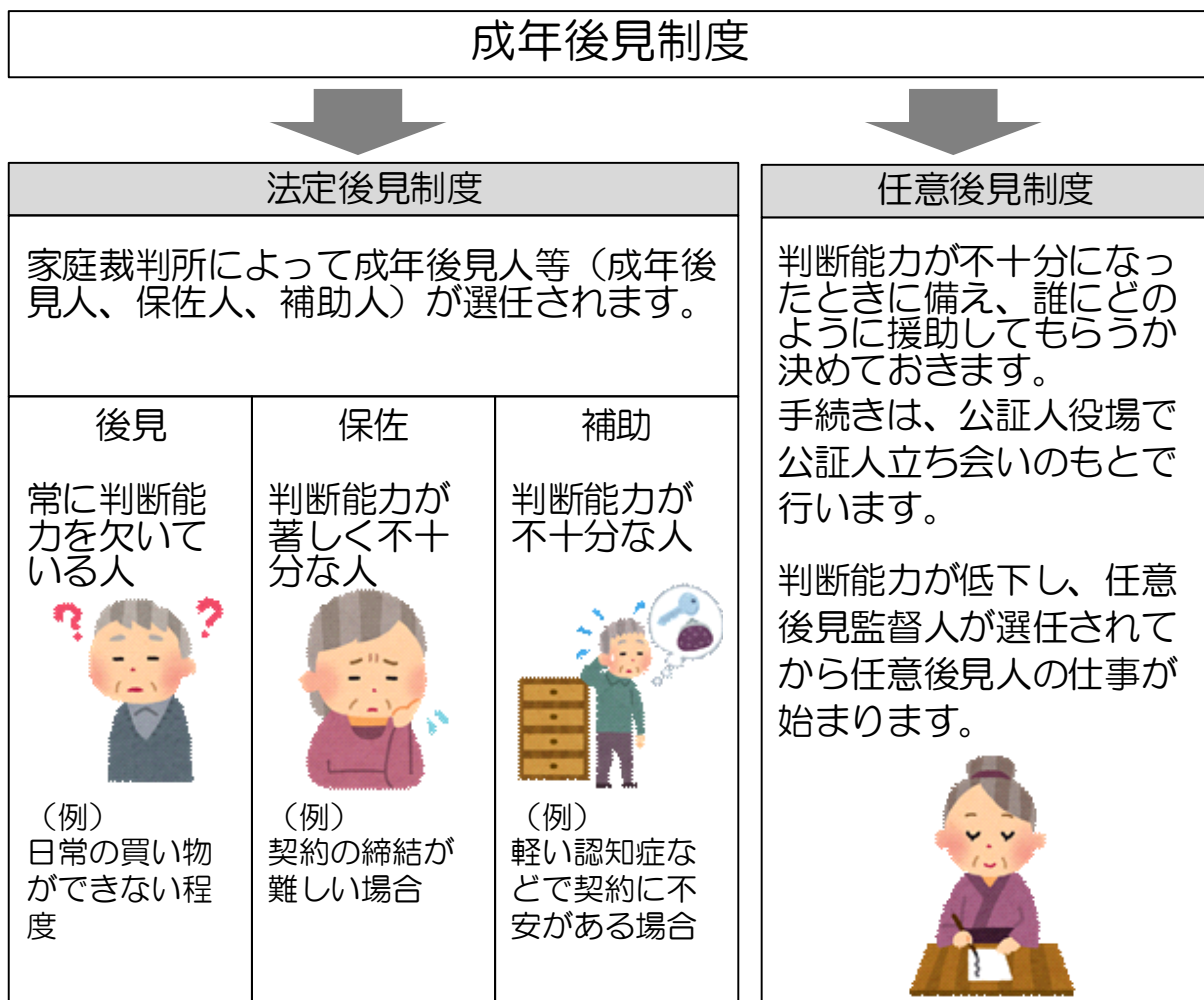


(2) 成年後見制度の主な内容

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

さらに、法定後見制度には、後見、保佐、補助という3つの類型があり、家庭裁判所への手続により、本人の判断能力の程度に応じて類型が決定されます。成年後見人等については、第三者である専門職が選任される場合や、家族等が選任される場合、このほかにも、同時に複数人が選任される場合等があります。

任意後見制度は、判断能力がある人が、判断能力の低下に備え、支援者や支援内容を自分自身で決めることができます。公証人が作成する公正証書で契約を締結し、法務局で任意後見契約の登記を行います。将来に備え、任意後見人になってもらいたい人と契約を結ぶ制度です。



第2節 計画の位置づけ

1 計画の根拠

本計画は、法第14条⁴及び条例第7条⁵に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

2 計画の対象

本計画の対象は、認知症、知的障害、その他の精神上的の障害があること等により、成年後見制度の利用が必要な市民や関係機関等とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

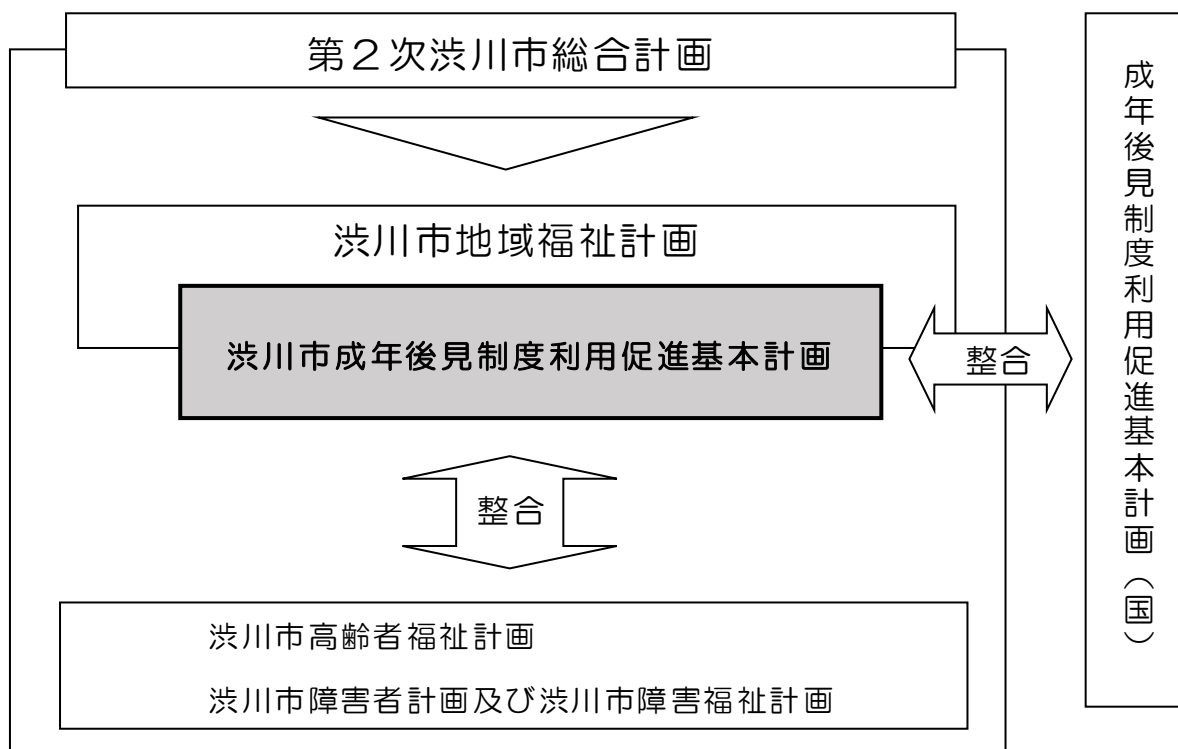
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
澁川市地域福祉計画					
澁川市高齢者福祉計画			次期計画		
第4期澁川市障害者計画及び 第5期澁川市障害福祉計画			次期計画		
			澁川市成年後見制度利用促進基本計画		

⁴資料編 P29 参照

⁵資料編 P35 参照

4 上位計画等との整合

本計画は、本市の最上位計画に位置づけられる第2次茨川市総合計画と調和し、体系上の関連計画である茨川市地域福祉計画と一体的に連動して取り組み、茨川市高齢者福祉計画、茨川市障害者計画及び茨川市障害福祉計画との整合を図ります。



第3節 計画策定のための取組体制

計画の策定に当たり、市民意識調査や市民意見公募を行うとともに、渋川市成年後見制度利用促進委員会（以下「委員会」という。）及び渋川市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）による審議を行いました。また、本市の庁内会議において関連施策との整合等を検討しました。

■市民意識調査の実施

計画の策定に当たり、市民の成年後見制度に対する認知度や利用意向を把握し、計画策定の基礎資料とするため、市民意識調査を実施しました。

■委員会及び審議会による審議

計画の策定に当たり、委員会及び審議会において、医療関係者、福祉関係者、司法関係者、市民等により審議を重ねました。

■市民意見公募の実施

令和元年12月から令和2年1月にかけて、市民意見公募（パブリックコメント）を実施しました。

■庁内会議での検討

渋川市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会及び庁議において、内容及び関連施策との整合等について横断的な検討を行いました。

第2章 成年後見制度の利用に関する現状と課題

第1節 人口等の状況

1 高齢者の状況

本市の総人口の推移をみると、総人口は減少しており、令和元年には77,046人となっています。年齢区分でみると、「0～14歳」と「15～64歳」は減少傾向となっているのに対して、「65歳以上」は増加傾向となっており、それに伴って「高齢化率」も年々上昇し、令和元年には34.1%と約3人に1人が高齢者となっています。

また、65歳以上の高齢者人口の約1割がひとり暮らし高齢者となっています。

■人口及び高齢化率の推移

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
年齢区分	0～14歳(人)	8,985	8,760	8,507	8,233	7,923
	15～64歳(人)	47,373	46,237	45,012	43,873	42,883
	65歳以上(人)	24,653	25,257	25,665	25,979	26,240
総人口	合計(人)	81,011	80,254	79,184	78,085	77,046
高齢化率(%)		30.4	31.5	32.4	33.2	34.1
世帯数(世帯)		31,950	32,099	32,107	32,208	32,347
1世帯当たり人員(人)		2.54	2.5	2.47	2.42	2.38
ひとり暮らし高齢者(人)		2,625	2,686	2,374	2,399	2,412

資料：人口、世帯数：住民基本台帳（各年10月1日現在）

ひとり暮らし高齢者：高齢者安心課（各年6月1日現在）

※ひとり暮らし高齢者数は、平成28年以前は65歳以上、平成29年以降は70歳以上の集計

2 人口及び高齢化率の推計

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の「日本の地域別将来推計人口平成30（2018）年推計」によると、本市の人口は減少傾向で推移し、令和27年では平成17年と比較して46.4%の減少と推計されています。

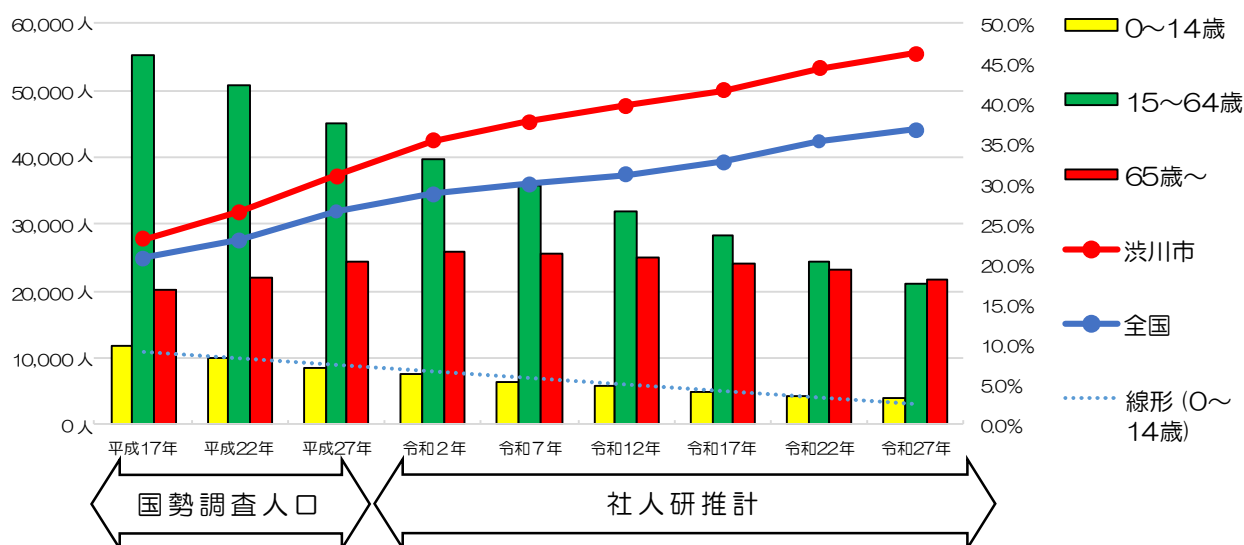
また、高齢化率は増加傾向で推移し、令和27年では46.4%となり、平成17年と比較して23.2ポイントの増加と推計されています。

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
年齢区分	0～14歳（人）	11,707	10,175	8,655	7,501	6,534	5,723	5,015	4,458	3,935
	15～64歳（人）	55,490	50,843	45,161	39,873	35,835	32,078	28,492	24,510	21,206
	65歳～（人）	20,271	22,087	24,303	25,983	25,792	25,061	23,995	23,155	21,729
人口合計（人）		87,469	83,330	78,391	73,357	68,161	62,862	57,502	52,123	46,870
高齢化率	茨川市（%）	23.2	26.5	31.0	35.4	37.8	39.9	41.7	44.4	46.4
	全国（%）	20.8	23.0	26.6	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8

※国勢調査人口（平成17年から平成27年）の各年齢区分には、年齢不詳が含まれていないため人口合計欄と一致しない

※平成17年から平成27年は実績値（国勢調査）、令和2年から令和27年は推計値（社人研推計）

■本市の人口及び高齢化率の推移及び推計



3 要介護高齢者の状況

令和元年の本市の介護保険第1号被保険者は26,123人、第1号認定者数は4,608人になっており、認定率は17.6%となっています。

平成27年と令和元年の数値を比較すると、第1号被保険者は1,578人、第1号認定者数は190人増加し、認定率は横ばいでの推移をしています。

また、認知症高齢者について、要支援・要介護認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa⁶以上の人数は、平成31年で3,445人になっており、平成29年の数値と比較すると481人の増加となっています。認知症高齢者数は、高齢者人口のおおむね11～13%で推移しています。

■ 要支援・要介護認定者

第1号認定者		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
要支援	要支援1(人)	494	557	542	520	462
	要支援2(人)	503	515	510	529	544
要介護	要介護1(人)	940	905	950	886	941
	要介護2(人)	745	741	747	783	811
	要介護3(人)	626	636	681	674	640
	要介護4(人)	550	596	637	708	690
	要介護5(人)	560	524	517	538	520
第1号認定者合計(人)		4,418	4,474	4,584	4,638	4,608
第1号被保険者(人)		24,545	25,108	25,486	25,786	26,123
認定率(%)		17.9	17.8	17.9	18.0	17.6

※認定率は、第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合

資料：介護保険課（各年9月末日現在）

■ 認知症高齢者

	平成29年	平成30年	平成31年
認知症高齢者(人)	2,964	3,404	3,445

※要支援・要介護認定者のうち認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上

資料：介護保険課（各年3月末日現在）

⁶Ⅱa：家庭外で日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる

見られる症状・行動の例として、たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等がある

4 障害者の状況

療育手帳所持者数は、平成31年で680人となっており、平成27年の数値と比較すると6.4%の増加となっています。等級別でみると、いずれの等級も約30%の構成比となっており、大きな偏りはみられません。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成31年で515人となっており、平成27年の数値と比較すると19.2%の増加となっています。

また、自立支援医療受給者証（精神通院医療）⁷所持者数は、平成31年で941人となっており、平成27年の数値と比較すると12.7%の増加となっています。

■療育手帳所持者（知的障害）

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
合計（人）		639	653	671	670	680
年齢別	18歳未満（人）	123	124	124	118	119
	18歳以上（人）	516	529	547	552	561
等級別	軽度（人）	213	224	236	233	241
	中度（人）	202	207	204	201	207
	重度（人）	224	222	231	236	232

資料：地域包括ケア課（各年3月末日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障害）・自立支援医療受給者証（精神通院医療）所持者

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
精神障害者保健福祉手帳所持者（人）	432	444	485	490	515
自立支援医療受給者証（精神通院医療）所持者（人）	835	832	891	900	941

資料：地域包括ケア課（各年3月末日現在）

⁷自立支援医療受給者証（精神通院医療）：精神疾患で、通院による精神医療を続ける必要がある症状の人に、通院のための医療費の自己負担を軽減するために必要なもの

第2節 成年後見制度等の状況

1 成年後見制度等の状況

本市の成年後見制度利用者数は、令和元年で261人となっており、後見類型での利用が8割以上を占めています。市長申立件数、後見報酬助成件数はともに増加傾向にあり、平成27年と平成31年の数値を比較すると市長申立件数は6件、後見報酬助成件数は7件増加しています。

日常生活自立支援事業⁸実利用者数は、平成27年と平成31年の数値を比較すると、6人増加しております。

■ 成年後見制度利用者

法定後見			任意後見（人）	合計（人）
後見（人）	保佐（人）	補助（人）		
212	33	13	3	261

資料：前橋家庭裁判所（令和元年5月10日現在）

■ 市長申立・後見報酬助成件数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
市長申立（件）	0	4	4	6	6
後見報酬助成（件）	3	2	2	3	10

資料：高齢者安心課、地域包括ケア課（各年3月末日現在）

■ 日常生活自立支援事業実利用者

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
実利用者（人）		80	91	84	89	86
内訳	認知症高齢者（人）	30	40	36	34	29
	知的障害者（人）	14	14	12	15	15
	精神障害者（人）	36	37	36	40	42

資料：渋川市社会福祉協議会（各年3月末日現在）

⁸日常生活自立支援事業：判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービス

2 成年後見制度に関する市民意識調査

市民の成年後見制度に対する認知度や利用意向等を把握し、計画策定の基礎資料とするため実施しました。

市民意識調査によると、成年後見制度の認知度は、「よく知っている」、「少し知っている」を合わせると53.0%となります。

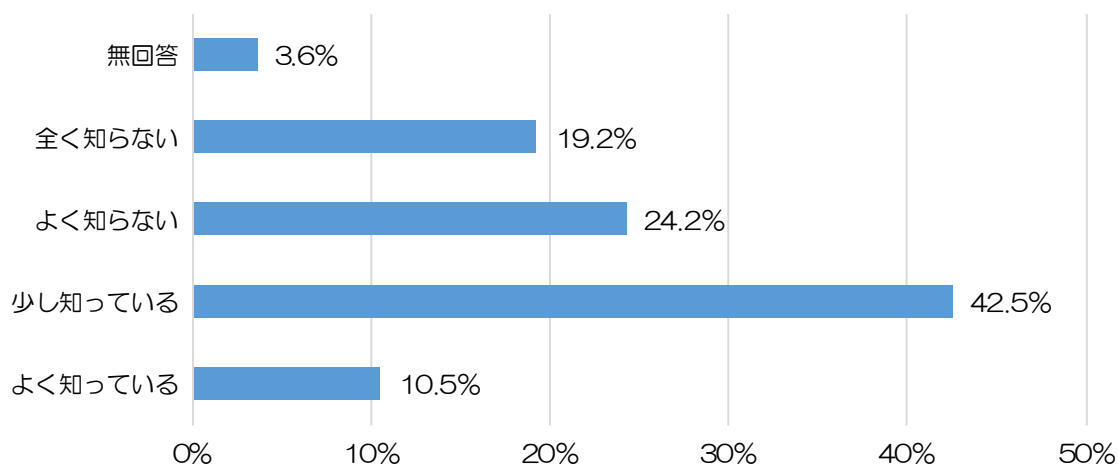
将来的な成年後見制度の利用意向については、「利用したい」が31.2%、「利用したくない」と「わからない」の合計が65.6%となっています。

判断能力が低下して不安を感じた時の相談先・相手として、72.8%の人が家族や親族に相談したいと考えています。

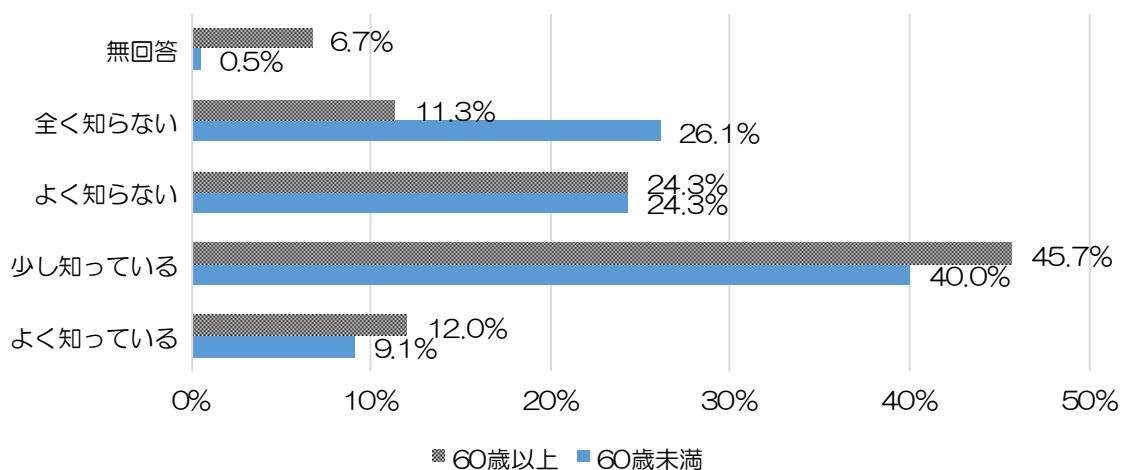
■ 調査方法

- ①調査地域 渋川市内
- ②調査対象 市内に居住する18歳以上の市民4,000人を無作為抽出
- ③調査方法 アンケート用紙による自記式アンケート
- ④回収数 1,288通（回収率32.2%）
- ⑤調査時期 令和元年5月21日から6月4日まで

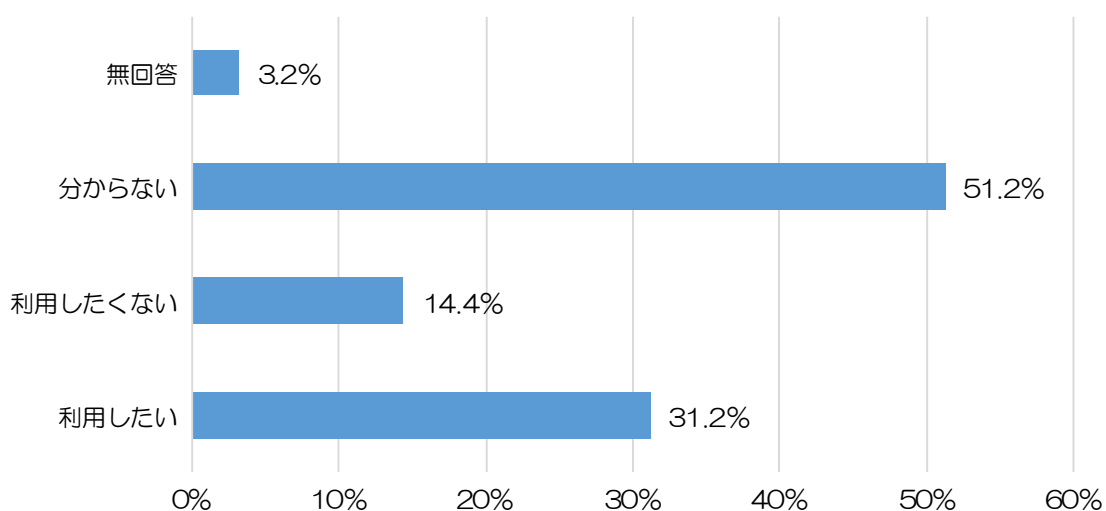
■ 成年後見制度の認知度（全体）



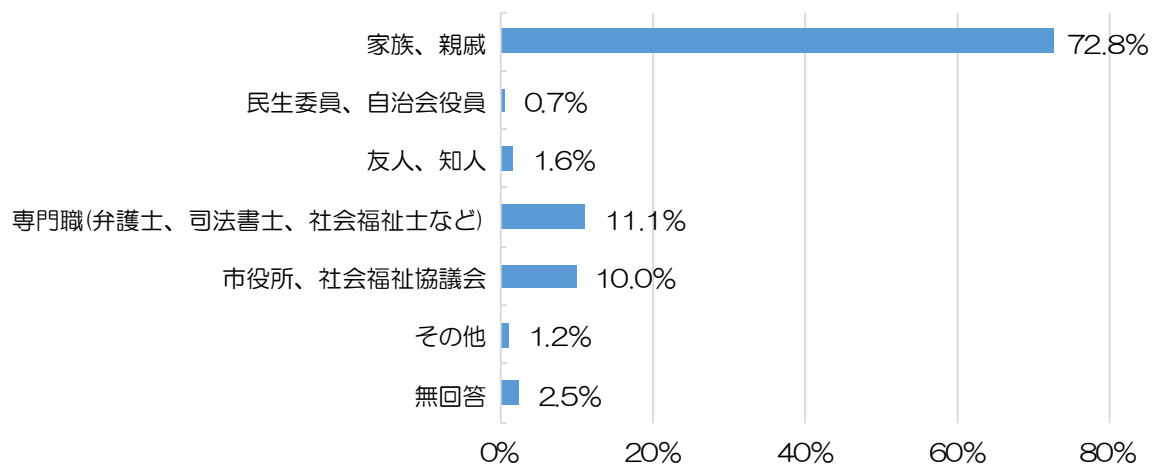
■ 成年後見制度の認知度（60歳以上・60歳未満）



■ 成年後見制度の利用意向



■ 判断能力が低下して不安を感じた時の相談先・相手



第3節 現状から見た課題

令和7年（2025年）には、団塊の世代が、後期高齢者（75歳以上）となり、厚生労働省の推計によると、日本の認知症高齢者の数は、700万人（高齢者の約5人に1人）に達するといわれています。

本市における高齢者を取り巻く状況は、高齢者人口の約1割がひとり暮らし高齢者となっています。認知症高齢者は、高齢者人口のおおよそ11～13%で推移しており、総人口のおおよそ3～4%を占めていますが、令和7年（2025年）には、認知症高齢者がおおよそ5,150人、総人口の7.5%を占める事が見込まれます。要支援・要介護認定者の状況から、高齢者人口のおおよそ17～18%は支援が必要な状況である事がわかります。

障害者については、知的障害、精神障害ともに人数が増加しています。

これらのことから、認知症により、判断能力が低下して、自ら金銭の管理や契約の締結・解消が難しい等、第三者のサポートが必要となる人の増加や、障害のある子の親が年齢を重ね、認知症・病気・死亡等によって子の財産管理を行うことができなくなる問題（いわゆる「親なき後問題」）の増加が想定されます。

また、国基本計画では、「現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない」「社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれる」としており、本市において計画策定に当たり実施した市民意識調査でも、成年後見制度について、「全く知らない」と「よく知らない」の合計は43.4%となっており、制度が浸透していないことも推測されます。

このような状況から、判断能力が不十分な人の増加に対応するために、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制の整備、障害者の親なき後の支援体制の整備、制度浸透のための普及促進や、権利擁護支援の担い手の育成と確保が、今後も本市が地域と取り組む課題であるといえます。

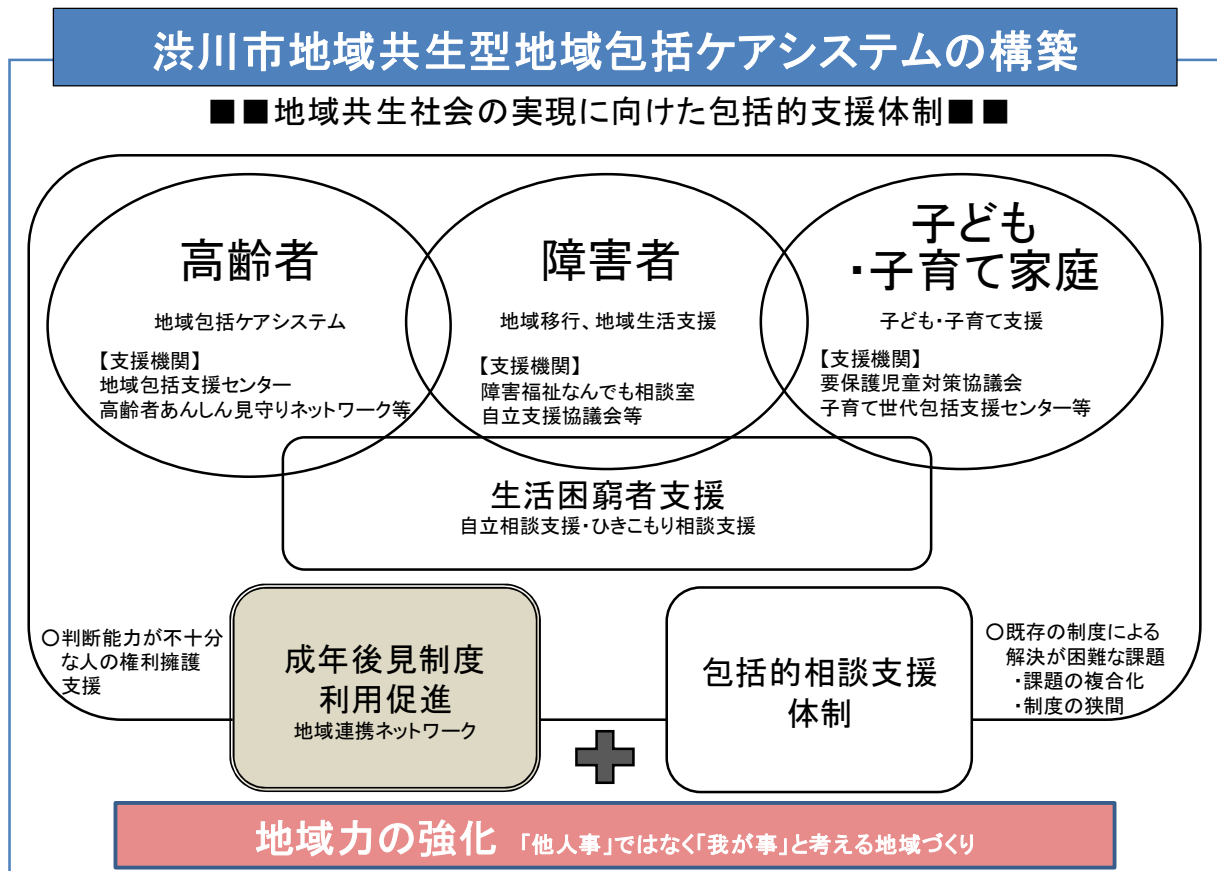
第3章 計画の理念及び体系

第1節 基本的な考え方

本市では、高齢者や障害者等の全ての人が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた地域共生型地域包括ケアシステムの構築を進めています。誰もが「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現する事のできる地域を目指すために、地域における共生意識の醸成に努め、多様な主体の活動によるケア、多職種連携・多分野との協働を推進します。

また、認知症、知的障害、その他の精神上的障害があること等により判断能力が不十分な人の権利を守りこれからも安心して暮らしていけるよう、関係機関との連携を強化し、地域共生型地域包括ケアシステムの一環として、成年後見制度の利用を促進し、市民の権利擁護を支援していきます。

■ 渋川市地域共生型地域包括ケアシステムのイメージ図



第2節 基本理念

基本的な考え方を踏まえ、必要な人が成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関⁹を中心に、いつまでも自分らしく暮らし続けることができるよう、市民の権利や利益が守られるまちを目指して、基本理念を次のとおりとします。

すべての人が、認めあい、支えあい、
ともに生きる“ほっと”なまち

第3節 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、国基本計画を踏まえて、次の3つの基本目標を定めて取組を進めていきます。

基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワーク 及び中核機関の整備

地域連携ネットワーク及び中核機関の整備により権利擁護に関する支援の必要な人の発見・支援に努め、成年後見制度の広報、相談、後見人支援等を行い、成年後見制度の利用促進、不正防止を図ります。

基本目標2 成年後見制度の普及促進

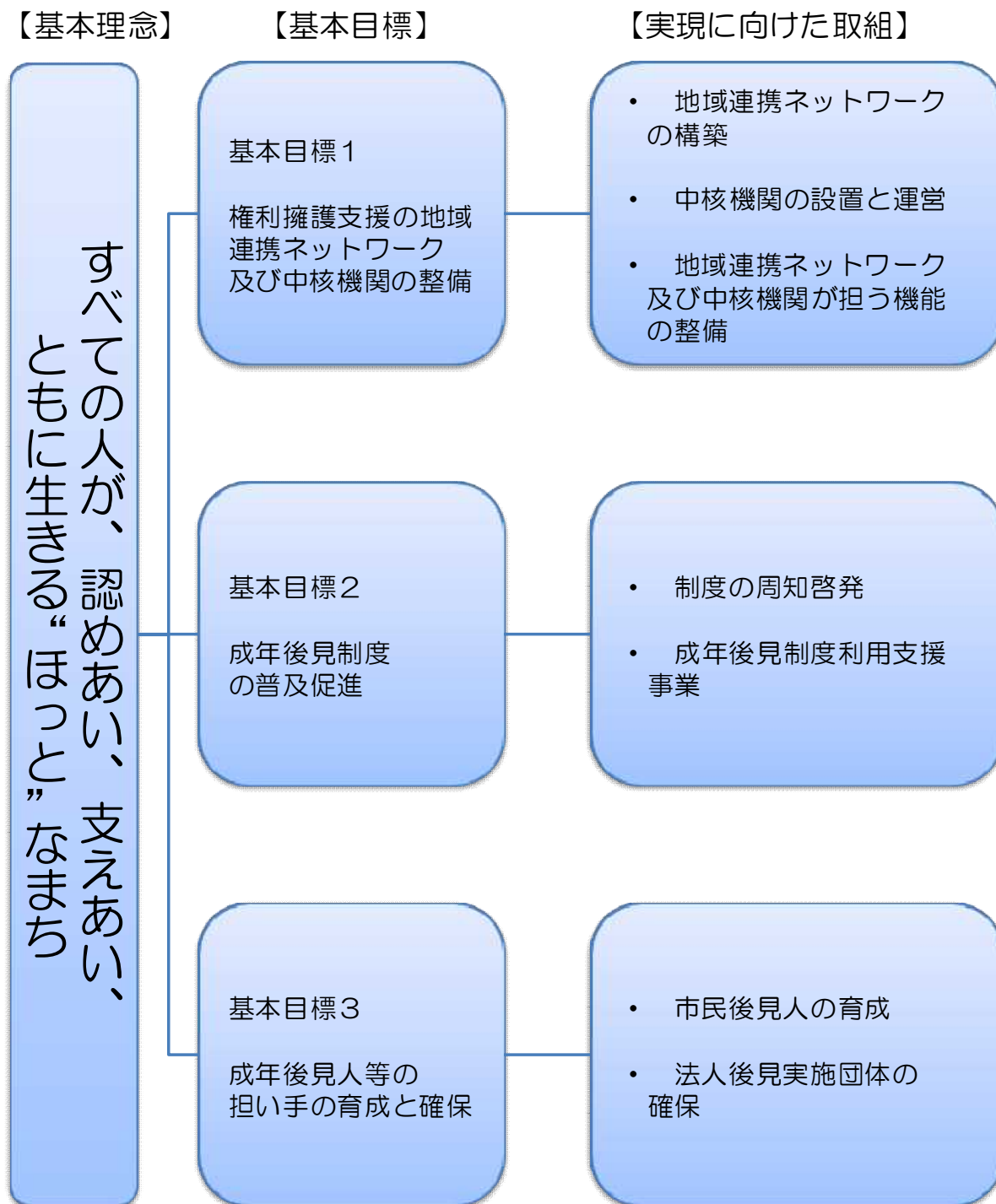
広報紙等による情報発信や講習会等の開催の実施、また、成年後見制度利用支援事業による支援を継続して行い、成年後見制度の普及促進を図ります。

基本目標3 成年後見人等の担い手の育成と確保

市民後見人の育成・支援と法人後見実施団体の確保に努めます。

⁹中核機関：地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関であり、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担う

■ 計画の体系図



第4章 実現に向けた取組

第1節 実現に向けた取組

基本目標の実現に向けた取組は以下のとおりです。

基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワーク 及び中核機関の整備

1 地域連携ネットワークの構築

高齢者や障害者等が、自分らしい生活を送るための制度として成年後見制度を利用できるよう権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるため、保健、医療、福祉の連携に司法や地域の各種団体、事業所等を含めた連携の仕組みを構築します。

(1) 地域連携ネットワークの3つの役割

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けていない人、虐待を受けている人等）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

安心した生活が続けるためには判断能力の低下に関わらず早期の段階からの支援が有効であり、成年後見制度の利用について市民が身近な地域で相談できる体制を整備します。

ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする多職種による支援体制を構築します。

(2) 地域連携ネットワークの組織体制

地域連携ネットワークは、次の2つの基本的仕組みを組み合わせて構築を進めます。

ア 本人を後見人とともに支えるチーム

地域全体の見守り体制のネットワークにより、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や福祉・医療の専門職・地域の関係者が、チームとして関わる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。

国基本計画では、チームはできる限り既存の支援の枠組みを活用して編成することとされており、本市では権利擁護支援が必要な高齢者や障害者を支援するために地域の関係者により必要に応じて開催されているケース会議のメンバー（P20：本市における地域連携ネットワークのイメージ図参照）をチームと位置づけ、権利擁護支援を行います。

イ チームを支援する協議会

成年後見制度に関する相談への対応や、家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対するチームでの対応に加え、法律・福祉の専門職団体や関係機関と連携し、チームを支援する体制を構築します。

このため、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会を設置し、個別の協力活動の実施や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決等を行います。

国基本計画では、協議会は必ずしも1つの会議体である必要はなく、既存の支援の仕組みを活用することができることとされており、本市では、既存の資源・仕組みである渋川市高齢者等あんしん見守りネットワーク¹⁰及び渋川地域自立支援協議会¹¹を一体として協議会と位置づけ、それぞれの会議体の持つ機能を拡充し、チームをバックアップする体制整備を図ります。

¹⁰高齢者等あんしん見守りネットワーク：市、市民、関係機関、事業所等が連携して、認知症、高齢者虐待、地域社会からの孤立等、高齢者に関する課題について理解し、地域全体で高齢者等の見守りや声かけ等を行い、異変を発見したときに迅速に対応するネットワーク

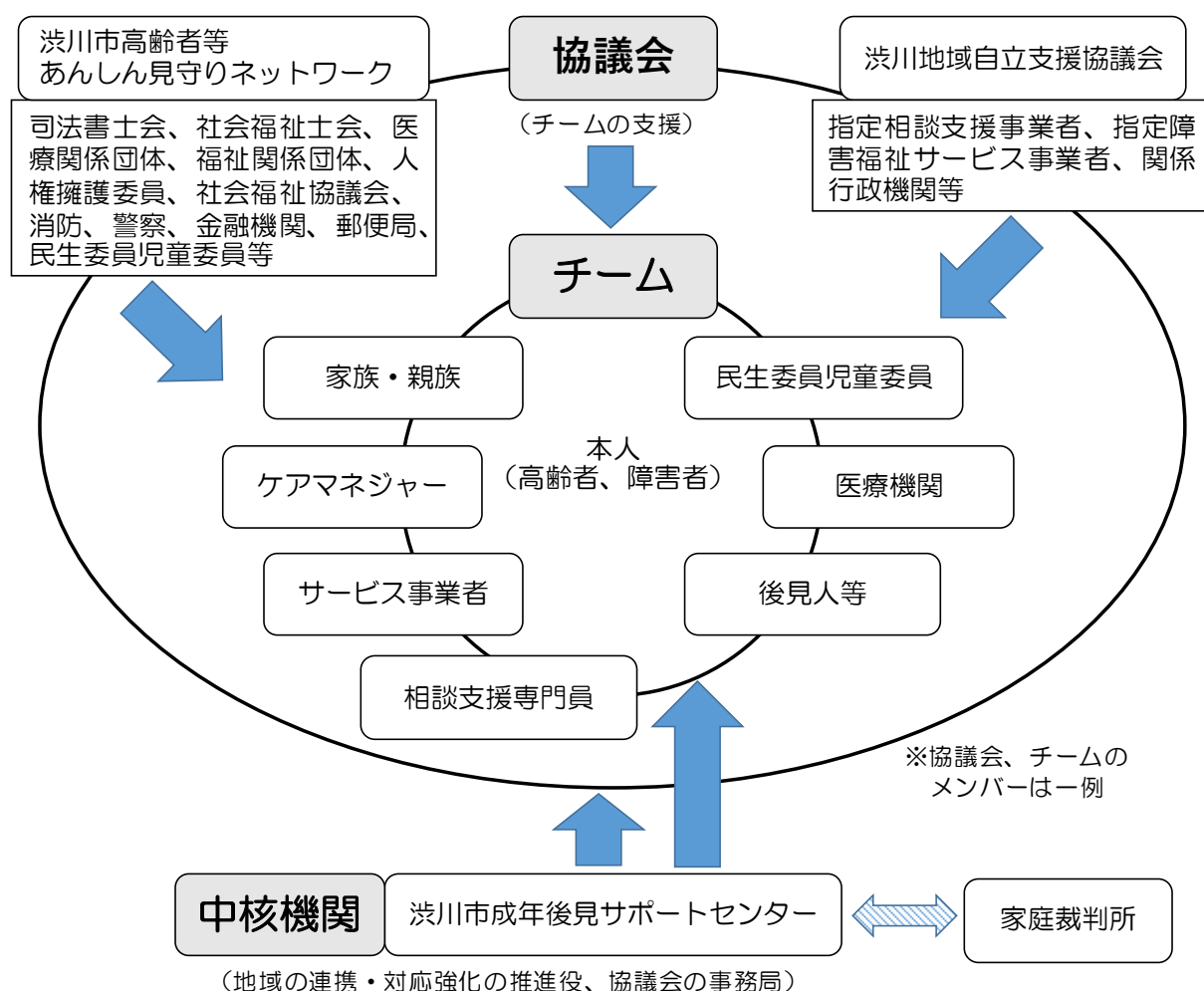
¹¹自立支援協議会：障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の障害福祉の推進のために、中核的な役割を果たす協議会

2 中核機関の設置と運営

地域連携ネットワークを整備し、適切に運営していくためには、中核機関が必要です。中核機関は、専門職による専門的助言等支援の確保や、協議会の事務局等、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

国基本計画では、中核機関は、地域の実情に応じて、既存の取組も活用しつつ、柔軟に位置づけることが可能とされており、本市では、これまで行政において、広報、相談、地域連携ネットワーク構築支援等権利擁護に関する支援の業務を実施してきたことから、中核機関の役割については、「**渋川市成年後見サポートセンター¹²**」が担います。

■本市における地域連携ネットワークのイメージ図



¹²渋川市成年後見サポートセンター：令和元年9月1日に開設。成年後見制度に関する相談支援、制度利用申立ての支援、普及啓発活動等を行う

3 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能の整備

地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能については、既存の地域包括ケアシステムや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源を十分活用しながら、本市の特性に応じて柔軟に実施、整備を進めていきます。

また、地域連携ネットワークの普及による不正防止効果を図ります。

(1) 広報機能

地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域等の関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げることでできない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効である具体的なケース等を周知啓発していくよう努めます。

(2) 相談機能

茨川市成年後見サポートセンターにおいて、成年後見制度の利用に関する相談支援や、成年後見制度の利用が必要な市民に対して、関係機関等と連携し、手続の説明や申立ての支援を行います。

(3) 成年後見制度利用促進機能

成年後見制度の利用促進のため、受任者調整等の支援、担い手の育成・活動の促進及び日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度へのスムーズな移行に取り組みます。

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であること等の特徴を有しています。今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を強化し、後見等が必要と認められるケースについては、成年後見制度への円滑な移行等を進めていきます。

(4) 後見人支援機能

親族後見人¹³や市民後見人¹⁴の相談に応じるとともに、必要に応じて支援できる体制の整備を図ります。

¹³親族後見人：家庭裁判所が成年後見人等として選任した親族

¹⁴市民後見人：専門職や親族以外の市民による後見人のこと

（５）不正防止効果

市民、金融機関、民間事業者等を含む地域連携ネットワークへ制度の理解を促し、普及することにより、後見人による財産の使い込み等不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

基本目標２ 成年後見制度の普及促進

成年後見制度の普及促進のため、制度の周知啓発が図られるよう、広報紙、パンフレット等¹⁵、ホームページでの情報発信や講習会、研修会の開催を通じて、市民や関係機関に幅広く広報・普及啓発活動を行います。その際には、後見類型だけではなく、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用や成年後見制度に関連した制度等の利用も念頭においた周知啓発を図ります。

また、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がない、申立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない人に対し、成年後見制度利用支援事業により、引き続き申し立ての支援や助成等を実施します。

基本目標３ 成年後見人等の担い手の育成と確保

身寄りのない高齢者や親なき後の障害者、親族と疎遠な人の増加により親族以外の第三者による成年後見人等の需要が増加しています。現在、成年後見人等は、多くの場合親族又は弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職が受任していますが、地域の専門職の人数にも限りがあり、今後、高齢化等の進展により成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれる一方で、成年後見人等を担う人の数は十分ではありません。

本市ではこうした課題に対し、中核機関と地域連携ネットワークが連携し、市民後見人の育成及び市民後見人受任後の継続的な支援に取り組んでいきます。

また、社会福祉法人等の法人後見実施団体の確保についても取り組んでいきます。

¹⁵パンフレット等：在宅高齢者福祉サービスガイド、障害福祉サービスのしおり、エンディングノート等

第5章 計画の評価及び進行管理

第1節 計画の評価及び進行管理

本計画の評価及び進行管理は、渋川市成年後見制度利用促進審議会において行います。評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直し等を行います。

資料編

1 成年後見制度の利用の促進に関する法律

(平成二十八年四月十五日)

(法律第二十九号)

第百九十回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二八年四月一五日法律第二九号

成年後見制度の利用の促進に関する法律をここに公布する。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条一第十条）

第二章 基本方針（第十一条）

第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）

第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）

第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(平二八法二九・一部改正)

(定義)

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人
- 四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の

規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労

働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、

任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成

年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(平二八法二九・一部改正)

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

(平二八法二九・全改)

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(平二八法二九・旧第六章繰上)

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勧案して、当該市町村の

区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（平二八法二九・旧第二十三条繰上）

（都道府県の講ずる措置）

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

（平二八法二九・旧第二十四条繰上）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二八年政令第二一四号で、本文に係る部分は、平成二八年五月一三日から施行）

（平成三〇年政令第七四号で、ただし書に係る部分は、平成三〇年四月一日から施行）

（検討）

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

2 成年後見制度利用促進基本計画(平成 29 年 3 月 24 日閣議決定) 一部抜粋

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(2) 今後の施策の目標等

①今後の施策の目標

イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

(b) 担い手の育成

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①地域連携ネットワークの三つの役割

上記 2 (2) ①イ) の目標を達成するため、各地域において、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につながる仕組み)だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)を構築する必要がある。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築が進められるべきである。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

ア) 広報機能

イ) 相談機能

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整(マッチング)等の支援

(b) 担い手の育成・活動の促進

(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

エ) 後見人支援機能

オ) 不正防止効果

⑤中核機関の設置・運営形態

- ア) 設置の区域
- イ) 設置の主体
- ウ) 運営の主体
- エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

⑥優先して整備すべき機能等

まずは、上記④ア) 広報機能やイ) 相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきである。

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

- 促進法第23条第1項（第14条1項）において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。
- 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
 - ・ 上記（2）①の地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
 - ・ 上記（2）②のチームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
 - ・ 上記（2）④、⑤及び⑥を踏まえ、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
 - ・ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画等既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
 - ・ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割

①市町村

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。

- 市町村は、上記（２）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- また、市町村は、促進法第２３条第２項（第１４条２項）において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。
- 市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。
- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画等既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

3 渋川市成年後見制度の利用を促進するための条例

令和元年9月11日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、渋川市における成年後見制度利用促進に係る計画を策定すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見等実施機関を支援し、その活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、市の特性に応じた施策を策定し、及び実施すると共に住民への周知を行う責務を有する。

(関係者の努力)

第5条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、市が実

施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第6条 市並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携体制の確立に努めるものとする。

（計画の策定）

第7条 市は、法第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものとする。

（地域連携ネットワークの構築等）

第8条 市は、市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関を福祉部高齢者安心課に置くものとする。

（成年後見等実施機関の設立に係る支援等）

第9条 市は、成年後見等実施機関の設立に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（審議会の設置）

第10条 法第14条第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し基本的な事項を調査審議するため、渋川市成年後見制度利用促進審議会（次項及び第4項において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員11人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(茨川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 茨川市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年茨川市条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

4 渋川市成年後見制度利用促進審議会 委員名簿

所属等	氏名	備考
一般社団法人渋川地区医師会	川島 理	
社会福祉法人渋川市社会福祉協議会	佐久間 功	
特定非営利活動法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会	阿部 健二	副会長
渋川市人権擁護委員協議会	猪熊 正道	
渋川市社会福祉法人連絡会	眞下 宗司	
群馬弁護士会	眞庭 裕一郎	
群馬司法書士会	清水 敏晶	会長
一般社団法人群馬県社会福祉士会	大島 一英	
渋川保健福祉事務所	見城 秀樹	
渋川市民生委員児童委員協議会	小澤 義孝	
公募委員	後藤 豪	

※渋川市成年後見制度利用促進委員会の委員は、渋川市成年後見制度利用促進審議会の委員と同様

(順不同、敬称略)

5 策定経過

年月日	会議等	内容
令和元年 6月28日	第1回渋川市成年後見制度 利用促進基本計画策定委員会	・計画（案）の検討
8月2日	第1回渋川市成年後見制度 利用促進委員会	・計画（案）の検討
8月26日	第2回渋川市成年後見制度 利用促進基本計画策定委員会	・計画（案）の検討
10月8日	第1回渋川市成年後見制度 利用促進審議会	・計画（案）の審議
12月6日	市議会教育福祉常任委員会 協議会	・計画（案）の報告
12月16日～ 令和2年 1月14日	市民意見公募	・計画（案）に関する市民 意見公募の実施
1月22日	第3回渋川市成年後見制度 利用促進基本計画策定委員会	・市民意見公募実施結果の 報告 ・計画（案）の検討
1月27日	第2回渋川市成年後見制度 利用促進審議会	・市民意見公募実施結果の 報告 ・計画（案）の審議、承認
2月10日	計画策定	
3月4日	市議会教育福祉常任委員会 協議会	・計画の報告

渋川市成年後見制度利用促進基本計画

発 行：渋川市

編 集：渋川市福祉部高齢者安心課

所在地：〒377-8501 群馬県渋川市石原 80 番地

T E L：0279-22-2111 F A X：0279-24-6541